# Ⅲ 国土交通関係

# 12 道路事業の推進と高速道路ネットワークの利用促進

(内閣官房, 内閣府, 総務省, 財務省, 国土交通省)

#### 【提案の要旨】

- 1 国土の骨格を形成する高速道路ネットワークについては、国家戦略として、 国の責任において、全線早期に整備すること。また、スマートインターチェンジの整備等の「使える」ハイウェイ政策を推進すること。
- 2 本州四国連絡橋を含む高速道路料金の引下げについては、割引対象範囲の 拡大や、瀬戸内しまなみ海道における乗り降り自由な料金割引などの様々な 割引制度の導入など、積極的な利用促進に取り組むこと。

また、「生活対策」終了後の料金体系については、現在の割引制度の効果と課題の検証を行うとともに、地方の意見を十分に踏まえた検討を行うこと。

- 3 高速道路を補完する地域高規格道路,国道,地方道の整備促進を図ること。
- 4 安心・安全で災害に強く、誰にでも使いやすい道路の一層の整備促進を図ること。
- 5 道路予算については、国・地方が真に必要な道路整備を着実に推進できるよう十分な予算を確保するとともに、地域活力基盤創造交付金の確保・充実を図ること。

また、今後の道路関係諸税の税率等の検討において、受益と負担のあり方 を検証するなど、十分な議論を行うこと。

#### 【提案の理由】

道路は、国民生活の向上、経済社会の発展に不可欠な、最も基本的な社会基盤であり、 道路特定財源は一般財源化されたものの、その整備はいまだ不十分な状態にあり、今後 活力ある経済に支えられたゆとりある社会を実現するため、更に緊急かつ計画的な道路 整備が切望されている。

特に、すべての道路の根幹となる高速道路については、「地方の自立ある発展」の実現はもとより、救急医療や災害時に必要不可欠な社会資本であり、広域物流の視点からもネットワーク化されて初めて最大限の効果を発揮するものであるが、未整備の区間が多く残されておりミッシングリンクが生じていることは、国家的な損失である。国土の骨格を形成する高速道路ネットワークは、国家戦略として、国の責任において、早期に優先的に整備すべきである。

また,2009年3月から行われている高速道路料金の割引拡大については,地域振興等の経済効果と併せ,交通渋滞や事故の増大などの新たな課題も発生しているところ

である。そのような状況を踏まえ,「生活対策」終了後の料金体系については,地方の 意見を十分に踏まえた検討を引き続き進める必要がある。

特に、瀬戸内しまなみ海道の場合、連続走行が現在の割引制度上もっとも有利である ことから、島嶼部が素通りされることが課題となっている。

一方,今後の道路行政の推進に当たっては,高速道路をはじめ,都市部における環状道路の整備や中山間地の生活道路など,地方が真に必要とする道路整備が実現するよう,地方の声に耳を傾け,その実態を反映し,遅れている地方の道路への配分割合を高めるなど,地方が主体的かつ着実に取り組めるよう道路整備に係る予算の充実及び安定的な確保を図るべきである。

さらに,今後の道路関係諸税の税率等の検討においては,その税の目的から,受益と 負担のあり方を検証するなど,十分な議論を行う必要がある。

### 【提案の具体的内容】

1 国土の骨格である高速道路ネットワークは、新直轄方式、有料道路方式及び高速自動車国道の機能を代替する国道バイパスによる整備等、あらゆる方式を用いて、国家 戦略として、国の責任において、全線早期に整備すること。

特に、山陰道の未事業区間については、早期に事業化するとともに、新直轄方式など、地方負担軽減のための財源措置を講じること。また、中国横断自動車道など事業中の高速道路についても、一層の事業促進と供用開始時期の前倒しを図り、早期の事業効果発現に努めること。

さらに,道路利用者の利便性向上,地域の活性化,物流の効率化に寄与するスマートインターチェンジの整備,暫定2車線区間の4車線化を促進すること。

2 高速道路の利活用を促進し地域の活性化を図るため、現在行っている本州四国連絡橋を含む高速道路料金の引下げについては、割引対象範囲の拡大や瀬戸内しまなみ海道における乗り降り自由化・自転車などへの対象拡大等、様々な割引制度を導入するなど、積極的に利用促進に取り組むこと。

また,「生活対策」終了後の料金体系については,現在の割引制度の効果と課題の検証を行うとともに,地方の意見を十分に踏まえた検討を行うこと。

- 3 国土の均衡ある発展を図るため、高規格幹線道路と一体となって都市圏の育成や地域相互の交流促進に資する地域高規格道路、国道、さらには地域の生活を支える地方道の整備を促進すること。
- 4 安心して住める国土を実現し、よりよい生活環境を確保するため、より安全で、災害に強く、高齢者や障害者にも使いやすい道路の整備を一層促進するとともに、道路の整備に当たっては、環境や景観に十分配慮すること。
- 5 道路予算については、国・地方が真に必要な道路整備を着実に実施できるよう十分な予算を確保するほか、地域活力基盤創造交付金の確保・充実を図ること。また、地方の道路に対するニーズは様々で、多岐の分野に渡っていることから、地方の裁量で自主的に使える、より自由度の高い財源の充実を図ること。

また,今後の税制抜本改革における道路関係諸税の税率等の検討においては,受益 と負担のあり方を検証するなど,十分な議論を行うこと。

# 13 港湾整備事業の推進

(総務省, 財務省, 国土交通省)

### 【提案の要旨】

- 1 特定重要港湾及び重要港湾の緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。
- 2 地域の生活を支える地方港湾についても、地方が必要とする港湾整備を促進すること。
- 3 既存の港湾施設の計画的な維持修繕を支援する制度の充実を図ること。また国有施設については、国が一定の責任を果たすこと。
- 4 港湾の保安対策の充実・強化を図ること。

#### 【提案の理由】

港湾は、地域の振興、地域経済の活性化を図り、国土の均衡ある発展を図る上で重要な社会資本であり、近年の船舶の大型化に的確に対応し、モーダルシフトの進展やコンテナ輸送の増大などの輸送革新に対しても積極的に対処するなど、物流の効率化を図るため積極的な施設整備を図っていく必要がある。

また,美しい自然環境と歴史的風致を有する日本海や瀬戸内海の多様な資源を生かして,住民が海に親しみを覚え,うるおい豊かな生活環境を実現するウォーターフロントの創出を図っていくことも重要である。

加えて,災害時の海上輸送網を確保するための港湾の整備も急を要する課題である。このためには、港湾の整備・充実を積極的に推進していくことが不可欠である。

更に、国際的港湾保安対策の要請の高まりから、港湾の保安対策のレベルが国際競争力の新たな指標となる時代へ速やかに対応することが必要である。

#### 【提案の具体的内容】

1 特定重要港湾及び重要港湾の整備拡充

東アジア各地域との競争や連携が進展する中で中国地方産業の国際競争力を強化するとともに、都市の再生、循環型社会の構築を通じて、より良い暮らしの実現を図る観点から、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。

2 地方港湾の整備充実

生活関連施設の色彩が強い地方港湾や物流拠点として重要な役割が期待される地方 港湾にあっては、地域の産業を支える基盤整備が必要であることから当面、国の公共 事業予算の配分基準の見直しを行い、港整備交付金制度の拡充を図るなど、地方が必要とする港湾整備を促進すること。

- 3 維持修繕事業の充実
- (1) 既存の港湾施設の長寿命化を図り必要な機能を維持するとともに、最有効活用を 図る観点から、港湾管理者が維持管理計画に基づく自主的・自立的な施設管理を行 えるよう現行制度の改善を図ること。

- (2) 特に国有施設については、港湾管理者の負担を軽減する観点からも、国がその維持修繕についても一定の責任を果たすこと。
- 4 港湾の保安対策の充実・強化

平成14年12月のIMO (国際海事機関) における国際条約の改正を踏まえ,港 湾施設の保安対策を的確に実施する観点から,港湾管理者の負担を軽減し保安体制の 充実・強化を図ること。

# 14 災害対策の推進

(内閣官房, 内閣府, 総務省, 消防庁, 財務省, 厚生労働省, 農林水産省, 林野庁, 水産庁, 国土交通省)

#### 【提案の要旨】

- 1 治水・高潮対策を推進すること。
- 2 総合的な土砂災害対策を推進すること。
- 3 地震等大規模災害対策を推進すること。
- 4 被災者に対する支援制度の充実を図ること。

#### 【提案の理由】

災害に対して安全で安心できる国土をつくることは、安定した国民生活に不可欠である。

中国地方ではその自然的、社会的条件から、平成18年の台風13号をはじめ、尊い人命と莫大な資産を奪い、地域の社会機能にも大きな支障をきたした災害が、毎年のように繰り返されている。特に瀬戸内海沿岸・島しょ部を中心に、高潮についても大きな被害をもたらしている。

このため抜本的な治水・高潮対策の推進が必要である。

また、平成11年6月末の中国地方を中心とした集中豪雨による土砂災害では、災害時要援護者関連施設に対する土砂災害防止対策の重点取組、土砂災害関連情報の住民への伝達体制整備等の警戒避難体制の確立などについての重要性が改めて認識されたところである。

このような背景の下、総合的な土砂災害対策を講じるため土砂災害のおそれのある区域の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策に関する法律として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月1日から施行されたところであり、法の趣旨に沿った施策を積極的に推進していく必要がある。

さらに、発生が懸念される「東南海・南海地震」や、それ以外の全国どこでも起こるおそれがある地震にも対応するため、中国地方の各県においても防災基本計画や近年の災害事例などを踏まえ地域防災計画を見直すとともに、各種防災対策に関する施策を講じているところであるが、災害に強いまちづくりの推進や減災に向けた取組、地震災害発生後の効果的な応急対策の実施などの観点から、さらなる各種防災対策事業の充実を図る必要がある。

#### 【提案の具体的内容】

1 治水・高潮対策の推進

国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、「社会資本整備 重点計画」に基づき、治水事業を強力に推進すること。

#### 2 土砂災害対策の推進

- (1) 国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の着実な事業実施を促進すること。
- (2)「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき, 「土砂災害警戒区域」等の指定を円滑に行なうため,引き続き砂防関係基礎調査の 着実な事業実施を促進すること。

#### 3 地震災害対策の推進

- (1) 地震等大規模災害に強い国土構造の構築を図るため、災害時に代替機能を果たすことのできる交通基盤として、地方における道路、空港、港湾の整備・充実を図るとともに道路管理用の情報ネットワーク設備を利用した災害時の緊急情報通信ネットワークの整備を図ること。
- (2) 地震発生直後における広域的かつ総合的な支援体制の早期確立を図るための全国 的な防災情報通信ネットワークシステムの整備及び災害時における緊急通報回線の 確保を行なうとともに、県・市町村による防災通信ネットワークの新設・再整備等 を促進すること。
- (3) 県・市町村が行う防災対策事業が円滑に推進できるよう、地震防災行政を総合的かつ強力に進めるとともに、地方における総合的な広域応援体制の確立を促進すること。

#### 4 被災者に対する支援制度の充実

被災者の生活再建の支援と被災地の速やかな復興のため、被災者生活再建支援制度の更なる改善、及び被災者生活再建支援基金で対応が困難な超大規模災害への対応について、検討を行うこと。

# 15 総合的な水資源対策の推進

(総務省,厚生労働省,農林水産省,林野庁,経済産業省,国土交通省)

#### 【提案の要旨】

- 1 水源地域対策の強化を図ること。
- 2 上水道事業に係る財政措置の改善・充実を図ること。
- 3 工業用水道事業の経営基盤強化のための措置を講じること。

#### 【提案の理由】

近年,全国的に頻発する渇水被害に対応するためには,水資源の開発による用水の確保が,国土保全の観点と併せて極めて重要な課題となっている。

しかしながら、水資源の開発は、長期の施行期間と多額の財政負担を伴うため、利水 事業者は、常に先行投資を行うことを要求されるとともに、利水施設の完成後において は、多くの場合、未売水の保有、水原価の高騰等の事態に直面している。

特に,工業用水道事業においては,用水需要の低迷等により経営環境は極めて厳しい 状況下に置かれている。

### 【提案の具体的内容】

- 1 ダム建設の促進
- 2 水源地域対策の強化
- (1) 水源地域対策の円滑な推進を図るため、水源地域対策特別措置法による整備事業メニューの拡大・改善を図ること。
- (2) 補助ダムにおける生活再建対策に必要な措置を講じること。
- 3 上水道事業に係る財政措置の改善・充実 長期的な上水道整備への支援及び上水道事業高料金対策の充実を図るとともに、老 朽化した既存水道施設の建設改良、更新を促進するための措置を講じること。
- 4 先行水源等に対する支援措置

「先行水源等の当分の間十分な用水需要の見込めない工業用水道事業」を対象として,国において,経営基盤強化のために必要な措置を講じること。

5 地方債制度の改善・充実

長期低利の良質な資金を安定的に確保するとともに、平成22年度も、高金利負担 を軽減するため、資本費基準を引き下げるなどして、従前の事業毎の資本費基準によ る借換債を実施すること。

6 工業用水道事業の料金制度の改善

料金原価に見合った料金設定や地域の実情に応じた料金設定が行えるよう、基準料金の見直しや地区別料金の設定による料金平準化など、料金制度の改善を図ること。

7 県境を越える上下流連携による水源林整備への支援

流域全体による水源林整備のため、地方財政措置の拡充等による財源確保対策を講

じるとともに、下流域に立地する企業等が負担する水源林整備費に対する税制上の優遇措置など、複数県にまたがる上下流の連携を促進する新たな制度を創設すること。

# 16 地方交通基盤の整備

(総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

#### 【提案の要旨】

- 1 地方における公共交通機関の整備及び維持に向け、必要な措置を講じること。
- 2 中国地方の一体的かつ均衡ある発展を図るために、総合的な高速鉄道網の 早期実現を図ること。
- 3 コミューター事業の経営の安定とコミューター路線の拡充に必要な措置 を講じること。
- 4 高速道路及び本州四国連絡道路の料金引下げによって影響を受けているフェリー事業者等への事業継続を可能にするための支援を行うこと。
- 5 地方空港の滑走路延長工事に係る事業について、計画的な促進を図ること。
- 6 空港施設の拡充・整備の促進を図ること。
- 7 空港施設の耐震化・浸水対策と適切な維持・更新を図ること。
- 8 地方空港の国際定期路線の開設及び増便、国際チャーター便の運航を促進 するとともに、CIQ体制の整備・充実を図ること。
- 9 空港整備に係る財源の拡充を図ること。
- 10 羽田空港再拡張後の発着枠配分にあたり、国内航空路線への優先的かつ供用開始時からの十分な規模の発着枠を確保とともに、代替交通機関が未整備である地域に優先的に配分すること。

#### 【提案の理由】

1 地方における公共交通機関の運行維持とサービスの改善は、地域住民の安定した生活の場を確保し、定住条件を確立するのみならず、国土全体のバランスのとれた交通体系の整備を図るためにも必要不可欠なものである。

また,中四国横断新幹線の整備とその実現のためのフリーゲージトレインの段階的整備等高速鉄道網の整備は、中国地方のみならず四国を含めた新たな経済文化圏を形成し、活力を高めるために必要である。

加えて,山陰新幹線の実現は,中国地方北部一円を環日本海経済圏の正員とならしめ,路線地域活性の大きな起爆剤となるものである。

中国地方の一体的かつ均衡ある発展を図るためには、総合的な高速鉄道網の整備が必要である。

また、1日当たり乗降客数5千人以上の鉄道駅については、「高齢者、障害者等の 移動等の円滑化の促進に関する法律」の『基本方針』に基づき、平成22年までに原 則バリアフリー化する必要があるが、現行の国庫補助制度では国費と同額を自治体が 協調補助する必要があり、自治体の財政負担が厳しい状況にある。

2 主要都市間の交流を促進し、また、高速交通空白地帯におけるハイモビリティを確保する手段として、コミューター航空ネットワークの形成は緊要の課題となっている。現在、中国地方においては、それぞれの地域の創意と工夫により、都市間コミューター航空ネットワークの形成に努めているところであるが、コミューター航空事業は、採算性等厳しい状況におかれており、運航が廃止された路線もある。

このような中、コミューター事業の経営の安定とコミューター路線の拡充が必要不可欠である。

- 3 「生活対策」の一環で実施された高速道路の料金引下げは、広域的な交流・連携を 促進し、地域の活性化につながる反面、フェリー等に対し、経営面に大きな影響を与 えていることから、事業者が引き続き事業を継続できるよう、支援措置が必要である。
- 4 地方空港の国際化や利用者のニーズ, さらには今後の利用客の増大に対応するため, 空港施設の拡充・整備の促進が必要であるが, 「空港整備に関する特別会計」において, 地方空港整備のための財政措置が抑制されている。

また,施設の耐震化・浸水対策や, CIQ(税関,入国管理,検疫,動物検疫,植物検疫)体制の整備・充実が不可欠である。

5 平成22年に予定されている羽田空港再拡張後の発着枠配分にあたっては、地方活性化及び国土の均衡ある発展を図る観点から、国内航空路線への優先的かつ供用開始時での十分な規模の発着枠の確保が必要である。

特に,首都圏と直接結ばれる高速交通機関が他にない地域にとっては,羽田空港路線の重要性は高く,増便や新規就航した場合の地域へ及ぼす効果は絶大である。

また、現在、羽田空港において権益時間帯以外に運航されている権益外便については、航空会社が創意工夫して活用し、限られた発着枠を補完しつつ地方航空路線の充実に寄与している現状にある。

羽田空港再拡張後の枠配分に当たっては、現行の権益外便のうち地方路線に使用している発着枠について、増枠分の中から現行運航会社にあらかじめ担保する等により、現行の運航を損なうことのないよう格段の配慮を行うことが必要である。

#### 【提案の具体的内容】

- 1 JR在来線の輸送力の増強
  - JR在来線の高速化等輸送力の増強及び利便性の向上を促進すること。
- 2 J R 地方交通線の維持存続

JR線については、分割民営化時に所要の政策措置が講じられたことなどの経緯を 踏まえ、完全民営化後においても引き続き、JR地方交通線の維持存続、利便性及び 安全性の向上に対する指導及び支援を行うこと。

とりわけ余部鉄橋の定時性確保対策を講じること。

3 地域の実情に応じた生活交通の確保

過疎・中山間地などの地方バス路線等生活交通の維持・確保のために必要な装置を講じること。また、住民の生活交通の確保のため、市町村が自主的な判断で行っている交通事業について、国の許認可等の規制を廃止し、市町村の自治事務として位置付けること。

4 地方鉄道の維持存続及び安全確保対策

第三セクター等地方鉄道路線の経営安定化や鉄道軌道輸送高度化整備に向け,支援制度の充実・強化を図ること。

- 5 鉄道のバリアフリー化の促進 鉄道施設のバリアフリー化を促進すること。
- 6 離島航路の維持

標準欠損額算定に用いる標準賃率・単価等の改善及び離島航路の維持に必要な支援制度の充実を図ること。

7 フェリー等への支援

フェリー等事業者等の事業継続を可能にするため、価格競争力支援、低利融資等経 営維持支援、運航効率化等競争力強化支援、航路活性化支援等、所要の支援措置を講 じること。

また,これらに対して地方が当面の措置として単独で支援策を講じる場合も,国の責任において,適切な財政措置を講じること。

8 地方空港の施設拡充・整備

就航率の向上・運航遅延の解消等のため、地方空港の施設拡充・整備を促進すること。

9 空港機能の健全な保全

滑走路等の空港基本施設・アクセス施設(トンネル・橋梁)・護岸等の耐震化,浸水 対策を促進するとともに,老朽化した既存施設の適切な維持・更新により空港機能を 健全に保持すること。

- 10 CIQ体制の整備
  - CIQ体制を整備し、要員の強化を図ること。地方公共団体との連携・協力の下、 CIQ退職職員の効率的な再雇用を図るとともに、広域的・効率的な活用やその仕組 みづくり等、具体的な改善策を早期に樹立すること。
- 11 地方空港整備の促進

空港整備に関する特別会計への一般財源の投入を拡大し、地方空港の整備を促進すること。

12 発着枠の確保

平成22年の羽田空港D滑走路完成により、今後羽田空港と地方空港間の需要は大幅に拡大されるものと見込まれることから、羽田空港再拡張後の昼間時間帯の拡大枠 (11万回/年)について、国際線に配分される3万回/年を差し引いた8万回/年をすべて国内線枠として確保するとともに、供用開始時での十分な規模の発着枠を確保すること。

発着枠配分に当たっては、航空会社の権利としての枠配分だけでなく、政策的に誘導するための枠配分を行うこと。

また、地方航空路線の維持・充実のため、羽田空港において権益時間帯以外に運航されている権益外便のうち地方路線に使用している発着枠については、羽田空港再拡張後の発着枠配分に当たり、増枠分の中から現行運航会社にあらかじめ担保する等により、現行の運航を損なうことのないよう格段の配慮を行うこと。